

最高裁秘書第5953号

令和2年1月7日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年12月20日に答申（令和元年度（情）答申第22号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和元年度（情）諮問第13号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮問日：令和元年7月11日（令和元年度（情）諮問第13号）

答申日：令和元年12月20日（令和元年度（情）答申第22号）

件名：岐阜地方裁判所における特定の判決公判の入廷時の身体検査の実施に関する文書の一部開示に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定の弁護士が弁護人をしていた刑事事件の判決公判において、入廷時の身体検査を実施したことに係る文書（例えば、法廷秩序維持等のための警備状況報告書）の開示の申出に対し、岐阜地方裁判所長が、①平成31年2月28日付け「警備要請書」、②同年3月4日付け文書及び③同月5日付け文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、岐阜地方裁判所長が令和元年6月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書で言及されている警備事案については、その相当部分が、主任弁護人として守秘義務を負っている特定の弁護士によってインターネットで公表されている。そのため、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）の全部が不開示情報に相当するとはいえない。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件不開示部分のうち、開廷年月日（期日）、事件名、事件番号、被告人氏

名、審理予定並びに裁判長及び所長の印影については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する不開示情報（個人識別情報）に相当し、同号ただし書に相当する事情はない。また、その他の不開示部分には、警備の具体的内容、警備を必要とする理由、警備計画の立案に必要な具体的事情等、法廷等の秩序維持のために実施する警備の具体的事項が記載されており、これらの情報を公にすると、同種の事案に対する裁判所の対応を推測させる結果となり、今後の裁判所の警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号に規定する不開示情報に相当する。

2 苦情申出人は、本件対象文書中で言及されている事案について、主任弁護士として守秘義務を負っている特定の弁護士がその相当部分をインターネット上で公表している旨を指摘している。しかし、当該インターネット上での公表は、裁判所及び苦情申出人以外の第三者が自身の認識を記載したものにすぎず、これらに掲載されている情報をもって直ちに慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものということとはできない。また、第三者がインターネットで公表していたとしても、本件不開示部分を公にすることにより、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることに変わりはないから、苦情申出人の主張はいずれも失当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ① 令和元年7月11日 | 諮問の受理               |
| ② 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受 |
| ③ 同年10月18日  | 本件対象文書の見分及び審議       |
| ④ 同年11月15日  | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

1 見分の結果、本件対象文書は特定の刑事事件の公判期日において法廷等の警備を実施するために作成又は取得された文書であって、本件不開示部分は、当

該事件の開廷年月日，事件名，事件番号，被告人氏名及び審理予定（以下「特定の刑事事件に関する部分」という。）並びに警備を必要とする理由や警備の内容等の警備の実施に関する記載（以下「警備に関する部分」という。）並びに裁判長及び所長の印影であることが認められる。

本件不開示部分のうち特定の刑事事件に関する部分並びに裁判長及び所長の印影については，法5条1号に規定する個人識別情報に相当し，同号イからハまでに相当する記載は認められない。また，本件不開示部分のうち警備に関する部分については，その記載内容を踏まえれば，これらの情報を公にすると，同種の事案に対する裁判所の対応を推測することができることとなり，今後の裁判所の警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる（同条6号）。

この点について，苦情申出人は，本件対象文書に記載された特定の刑事事件の警備に関しては，同事件の主任弁護人がその相当部分をインターネット上で公表している旨主張する。しかし，当該弁護人がインターネット上に掲載した情報は，最高裁判所事務総長が説明するとおり，特定の刑事事件の警備に対して当該弁護人が認識した情報に基づく感想ないし評価にすぎず，本件不開示部分が公にされたものとはいえない。苦情申出人の主張は採用できない。

したがって，本件不開示部分は，同条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり，原判断については，本件不開示部分が法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長                    高   橋                    滋

委   員                    久   保                    潔

委 員 門 口 正 人